

特定非営利活動法人のわみサポートセンター
倫理規程

(総則)

第1条 この規程は法人が遵守すべき倫理規程を定める。

(目的)

第2条 この規程は、法人倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

(役員・役職者の責務)

第3条 役員および役職者は、この規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

(法令遵守)

第4条 法人は、活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識をもって行動する。

(研鑽)

第5条 法人の役職員は、公益目的事業を行う能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第6条 法人は役職員の基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・心身障害、年齢、性別、配偶者の有無その他の業務遂行と関係のない理由による処遇の差別は一切行わない。

(暴力団、反社会的勢力の排除)

第7条 法人は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える暴力団や反社会的勢力を排除する。

(私的利益追求の禁止)

第8条 法人の役職員は、公益目的事業に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第9条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他、この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第10条 特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない。

(情報開示及び説明責任)

第11条 法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第12条 法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(利益相反行為の禁止)

第13条 法人は、助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えない。

(自己申告)

第14条 役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る。

附 則

(施行日)

本規程は、令和1年7月1日から施行する。(令和1年6月9日理事会決議)